

## 生駒市景観形成基本計画策定懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市景観計画及び生駒市景観条例に基づき、本市の総合的かつ先導的な景観まちづくりを推進するための指針となる景観形成基本計画（以下「景観基本計画」という。）を策定するに当たり、総合的かつ専門的な観点から意見又は助言を求めるため、生駒市景観形成基本計画策定懇話会（以下「策定懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 策定懇話会に意見や助言を求める事項は、次のとおりとする。

(1) 景観基本計画の策定に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、策定懇話会への参加を求めるものとする。

(1) 学識経験のある者

(2) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して策定懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 策定懇話会の参加者は、その互選により策定懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、策定懇話会に関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、策定懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 策定懇話会の開催期間は、平成26年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 策定懇話会の庶務は、みどり景観課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(生駒市景観形成基本計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 生駒市景観形成基本計画策定委員会設置要綱（平成23年5月2日）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に、生駒市景観形成基本計画策定委員会の委員であった者は、生駒市景観形成基本計画策定懇話会の参加者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月31日から施行する。